



平成
26
年度

南三陸町 総合防災訓練

11月9日(日)午前8時15分から10時まで、町全域を対象とした総合防災訓練が実施されました。今年度は、従来からの「地震・津波」への訓練に加え、『土砂災害』が発生するおそれのある場合などの訓練も行われました。地震の規模など、東日本大震災と同じ想定の下、各行政区・仮設住宅団地において、より高い場所への避難、安否確認、救出・救助や炊き出し訓練などといった活動が展開され、多くの皆さんに参加いただきました。

南三陸警察署からのお知らせ

地域課から 犯罪被害に遭わないために

今年も残すところあと1ヶ月となりました。
年末年始は、犯罪被害が増加する時期でもありますので、被害に遭わないために、以下の点に注意してください。
◆外出時は必ず戸締まりをしましょう。
◆年末年始を実家で過ごされ、数日間家を留守にする様な際には、隣近所の方に、留守にする旨を伝えておき、何か異変があれば、警察に通報してもらうよう依頼しておきましょう。
◆車を駐車する時は、車内の見える場所に貴重品等を置いたままにせず、必ず車に鍵をかけましょう。
◆困った事があれば、一人で判断することなく、ご家族や友人、警察に相談しましょう。
上記の点に注意していただくだけでも、犯罪被害に遭う危険性を低くすることができます。
思わぬところで被害に遭わないために、充分注意していただくとともに、緊急の場合には迷わず110番通報するようにしてください。

交通課から 夕暮れ時の交通事故防止運動・冬道の安全運転 1・2・3 運動について

日没時間が早い年末から年始にかけては自転車や横断歩行者が被害者となる事故が多発する傾向にあり、また、今年は特に気温の低下や降雪による路面状況の悪化が予想されます。
◆夕暮れ時の交通事故防止運動
運転者 「午後4時ライトオン」に努め、歩行者や自転車に注意しましょう。
歩行者 暗闇の道路の乱横断は絶対にやめましょう。
夜間は明るい服装、反射材やLEDライトを有効に活用しましょう。
自転車利用者 交通ルールを確実に守り、ライトを確実に点灯しましょう。
◆冬道の安全運転 1・2・3 運動
○1割のスピードダウン ○2倍の車間距離 ○3分早めの出発

警備課から 農薬の保管管理について

農作業で使用する化学肥料は、爆弾の材料として悪用されるおそれがあります。農薬等は鍵のかかる場所に保管し、盗難防止にご協力をお願いします。

問い合わせ 南三陸警察署 ☎46-3131

年末年始の火災予防について

南三陸消防署では12月25日(木)から1月5日(月)まで、年末年始特別警戒を実施します。この時期は空気が乾燥し、火災の起こりやすい気象状態となります。また、休日が多く、外出などで家を空けることで無人になりがちです。「まさか我家が」となる前に火の元には十分注意し、かけがえのない生命と財産を守りましょう。お出かけ前やお休み前はもちろんのこと、平日頃から火災予防に心掛け、火災のない年末年始を過ごしましょう。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント ～3つの習慣・4つの対策～

○3つの習慣

- ①寝たばこは絶対やめる。
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

○4つの対策

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器などを設置する。
- ②寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- ④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



問い合わせ 南三陸消防署 ☎46-2677
南三陸消防署歌津出張所 ☎36-2222

南三陸町安全・安心の日①

広報11月号でお知らせしましたとおり、町では、「南三陸町安全・安心なまちづくり条例」を制定しました。

この条例において、広く「安全・安心なまちづくり」についての関心と理解を深め、また、東日本大震災から得た教訓を伝承することを目的として、毎月11日を「南三陸町安全・安心の日」と定めています。

町では、この安全・安心の日に、月ごとの主要テーマを設定し、そのテーマに沿った啓発活動などを行っていくこととしています。

～12月11日(木)は「要配慮者への支援に向けた活動を行う日」です～

「要配慮者」とは、「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方」をいうものとされています。

要配慮者は、災害の発生時における避難行動や避難所での生活などにおいて配慮が必要とされ、また、災害の発生時に限らず日々の生活においても、ご家庭や地域における気配り・心配りが必要と考えられます。

日頃から、例えば、振り込め詐欺の被害に遭わないよう、遭わせないよう、その日その日のご家族の行動について朝食時に確認するといったことや、ご家族の家庭内での事故防止について話し合い、できることから実践するといったことも、ご家族が安心して暮らせる日々の生活(安全)を確保する上では、身近で重要な取り組みの一つです。

また、事件・事故に遭わないよう、遭わせないよう、地域において目配り・お声掛けを心がけていただくことも、地域全体の安全・安心の土台となるものと考えます。

日々のそうした取り組みは、災害の発生時など非常時における円滑な支援の実施につながります。

年末・年始を迎え、ご家族・ご親戚が集うなどするこの時期、要配慮者の方々が安心して暮らすことのできる安全な環境について、あらためて話し合うなどしましょう。

問い合わせ 危機管理課 ☎46-1376